

○三芳町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年12月28日

告示第317号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

(総合事業の種類)

第3条 この要綱において「総合事業」とは、次に掲げる事業とする。

- (1) 要支援者等（法第7条第4項に規定する要支援者に相当するものをいう。以下同じ。）に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）
- (2) 住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）

2 介護予防・生活支援サービス事業は、次に掲げる事業から構成される。

- (1) 介護予防・生活支援サービスの対象者（以下「事業対象者」という。）の介護予防を目的として、当該事業対象者の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）
- (2) 事業対象者の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（次号の事業を除く。以下「通所型サービス」という。）
- (3) 事業対象者の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援

又は機能訓練を行う法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業において保健及び医療の専門職等が短期間において提供するサービスに該当する第1号通所事業

(4) 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は訪問型サービス若しくは通所型サービスと一体的に行なわれる場合に効果があると認められる事業対象者の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「生活支援サービス」という。）

(5) 事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準（以下「事業対象基準」という。）に従って、当該事業対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス又は生活支援サービスその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）

（総合事業の対象者）

第4条 この要綱において「事業対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者（法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が事業対象基準に該当した者

2 この要綱において「一般介護予防事業の対象者」とは、全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者をいう。

（総合事業における地域包括支援センター等の役割）

第5条 地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）は、その業務において可能な限り地域の高齢者の状況把握に努め、支援を必要とする高齢者については、適切な医療、介護、生活支援、予防等のサービスにつなげるものとする。

2 センターは、介護予防に関するサービスの利用相談を受け付けた際には、介護予防・生活支援サービス事業、要介護認定等の申請、一般介護予防事業等について説明を行う

ものとする。この場合において、介護予防・生活支援サービス事業については、その目的や内容、メニュー、手続等について、十分説明を行うとともに、次に掲げる事項について、説明を行うものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業による介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者の要件を確認することにより、迅速な介護予防・生活支援サービスの利用が可能であること。
- (2) 事業対象者となった後又は介護予防・生活支援サービス事業の利用の開始後においても、必要なときは要介護認定等の申請が可能であること。

3 センターのほか、健康増進課の窓口においても介護予防に関するサービスの利用相談を受け付けるものとし、前項に規定する説明を行うものとする。

(事業対象者の手続等)

第6条 介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする者は、センター又は町に基本チェックリストを提出するものとする。

2 基本チェックリストによる事業対象者の要件の確認は、原則として、本人との面接により行う。ただし、本人が入院中である、外出に支障等があり相談窓口に行けない場合は、電話又は家族の来所による相談に基づき、本人の状況等を聴き取り確認するものとする。

3 基本チェックリストの提出については、地域包括支援センター等の代行により行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 基本チェックリストの結果により事業対象者に該当した者が、介護予防・生活支援サービス事業を受けることを希望する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記様式）を町長に提出するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第7条 介護予防ケアマネジメントの実施手続等については、別に定めるところによる。

(被保険者証の発行)

第8条 町長は、第6条第4項の規定により、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出があったときは、当該事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証を発行する。

(介護予防・生活支援サービス事業費の支給限度基準額)

第9条 介護予防・生活支援サービス事業については、事業対象者が、法第115条の45の3

第1項の規定に基づき町長が指定する者（以下「指定事業者」という。）が当該指定に係る介護予防・生活支援サービス事業を行う事業所（以下「指定介護予防・生活支援サービス事業所」という。）により行われる当該介護予防・生活支援サービス事業を利用した場合において、当該事業対象者に対し、当該介護予防・生活支援サービス事業に要した費用について、法第115条の24の3第2項の第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）を月を単位として支給することにより行うことができる。

2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業を利用する事業対象者は、当該事業対象者が受ける指定介護予防・生活支援サービスについて算定される単位数の合計が、1月につき5,032単位に至るまで介護予防・生活支援サービスを受けることができるものとする。

3 前項に規定するもののほか、退院直後等の理由により短期間集中的に介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要である場合に、町長が必要と認めた者については、1月につき10,531単位に至るまで介護予防・生活支援サービスを受けることができるものとする。

4 居宅要支援被保険者が介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防サービス等（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。）を利用するときは、介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、法第55条第1項に定める限度額を超えることはできない。

5 1単位当たりの単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）による。

（第1号事業支給費の支給）

第10条 第1号事業支給費の額は、サービスの種類に応じ、前条第1項及び第5項の規定により算出された額の100分の90に相当する額とする。ただし、政令で定めるところにより算定した所得の額が、政令で定める額以上の所得を有する第1号被保険者のうち次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に相当する額とする。

(1) 法第59条の2第1項 100分の80

(2) 法第59条の2第2項 100分の70

2 介護予防ケアマネジメントに係る第1号事業支給費の額は、前項の規定に関わらず、100分の100に相当する額とする。

（利用者の負担割合）

第11条 利用者の負担割合は、第9条第1項及び第5項の規定により算出された額の100分の10に相当する額とする。ただし、政令で定めるところにより算定した所得の額が、政令で定める額以上の所得を有する第1号被保険者のうち次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に相当する額とする。

(1) 法第59条の2第1項 100分の20

(2) 法第59条の2第2項 100分の30

(介護予防・生活支援サービス事業の実施)

第12条 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントにあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、次に掲げる方法により実施することができる。

(1) 指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者による実施

2 この要綱に定めるもののほか、介護予防・生活支援サービス事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(高額介護予防サービス費相当事業等の実施)

第13条 町長は、介護予防・生活支援サービス事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額の支給要件、支給額その他必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(一般介護予防事業の目的)

第14条 町長は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防など介護予防を推進することを目的とし、一般介護予防事業を行う。

(事業の実施)

第15条 町長は、一般介護予防事業として次の事業を実施する。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項各号に掲げる事業は、別に定めるところにより実施するものとする。

3 一般介護予防事業の実施に当たっては、総合事業に関する理解を深め、町内における介護予防・生活支援サービス事業の実施状況並びに介護予防及び生活支援に資する活動がどのように実施されているか等、適宜その把握に努め、事業を実施するとともに、地域において育成されたボランティア又は地域活動組織を事業対象者とならなくなった第1号被保険者の支援のために積極的に活用するなど、介護予防・生活支援サービス事業との連携に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第68号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第166号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第350号）

この告示は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年告示第113号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

区 分
新規・変更

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		性別	
明・大・昭		年 月 日	
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
		〒	
		電話番号（ ）	
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号（ ）	
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 (年 月 日付)			
(あて先) 三芳町長 上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防 ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 年 月 日			
住 所 被保険者 氏 名		電話番号（ ）	
確認欄	☐ 被保険者証資格 ☐ 届出の重複		
	☐ 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者が介護予防支援の提供にあたり、被
保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による
判定結果・意見及び主治医意見書を当該介護予防支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏 名

- 注意 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が
決まり次第速やかに三芳町へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所
（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護
支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず三芳町へ届け出てください。届け出の
ない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。

